

土地収用制度における事業認定の法的効果の早期確定に向けた検討会について

平成19年4月16日
国土交通省総合政策局
総務課土地収用管理室

1 趣旨

(1) 土地収用法においては、土地収用手続を、事業の公益性を判断する事業認定手続と補償額等を決める収用等裁決手続の二段階の処分として構成し、これにより当該事業が収用が可能かどうかについて早期の判断が可能となるとともに、この事業認定手続について不服審査及び取消訴訟が可能とされており、法的効果の早期確定・安定性の確保を図ることも可能な仕組みとなっている。

(2) 他方、土地収用法の事業認定については、事業認定に係る取消訴訟については出訴期間を徒過して争い得なくなったにもかかわらず、収用裁決に対して提起した取消訴訟において、収用裁決自体は違法がないのに事業認定の違法事由を主張して、収用裁決の取消しを求めることができるかという、いわゆる違法性の承継の問題があるが、これまで多数の裁判例において、事業認定と収用裁決のように、先行行為と後行行為とが相結合して一つの効果を形成する一連の行政行為である場合には、原則として、先行行為の違法性は後行行為に承継されると解されるとしてこれが認められてきた。

しかしながら、事業認定の違法性が収用裁決に係る取消訴訟において争われることは、上記のような土地収用法の仕組みにもかかわらず、

- ・ 事業の遅延により地権者等多数の関係者の利益やその完成により便益を享受すべき国民一般の利益が喪失する
- ・ 手続保留制度を活用した場合のように段階的に進行していく事業における権利得喪失の安定性の観点からも望ましくない

といった問題を生じてしまう。

このため、土地収用手続については、できるだけ早期の段階でその法的効果を確定させる観点から、これをめぐる争訟についてできるだけ早期に争わせる必要がある。

(3) 一方で、平成13年に土地収用法が改正され、事業認定手続について、
事業認定前の事業説明会の開催の義務付け
縦覧期間中に意見書が提出された場合の第三者機関の意見聴取の義務付け
請求があった場合の公聴会開催の義務付け
事業認定理由の公表

といった手続が附加された。

また、平成16年には行政事件訴訟法が改正され、
公法上の確認訴訟を明記

出訴期間を3か月から6か月に延長
正当な理由がある場合には出訴期間を経過しても訴えが可能
といった改正が行われた。

このため、こうした法改正が、土地収用法の事業認定に係る違法性の承継
についての裁判所の判断に影響を与える可能性もある。

- (4) こうした状況を踏まえ、平成13年土地収用法改正及び平成16年行政事
件訴訟法改正が違法性の承継に係る裁判所の判断に与える影響について検討
するとともに、土地収用手順においてその効果を早期に確定させその安定性
を確保する観点から、事業認定手順のあり方(認定にあたっての事前手続、
認定した際の周知措置、救済措置、違法性の承継の遮断に係る措置等)につ
いて検討を行う。

2. 検討項目

- (1) 土地収用手順における事業認定の位置付け、違法性の承継が認められるこ
とによる具体的問題点についての整理、平成13年土地収用法改正及び平成
16年行政事件訴訟法改正が違法性の承継に係る裁判所の判断に与える影響

- (2) 土地所有者等の権利保障を考えた場合の事業認定手続と違法性の承継

事業認定が争われずに提起された収用裁決取消訴訟において違法性の承継
を否定しようとする場合、土地所有者等の権利保障の観点から事業認定手続
においてどのような措置が必要となるか。

違法性の承継遮断規定を設ける場合、憲法32条との関係で問題ないか。
問題あるとすればどのような措置が併せて必要となるか。

- (3) 事業認定の法的効果のより早期の確定に向けた事業認定手続のあり方

現行の土地収用法において事業認定をより早期の段階で行う場合の課題及
びその場合の事業認定手続(事前・事後)において必要となる措置

事業認定をより早期の段階で行うことを前提とした場合の違法性の承継の
遮断規定の設置について

- (4) その他、違法性の承継を遮断する場合、事業認定取消訴訟と併せて収用裁
決取消訴訟を提起する場合、その請求の理由をどう考えるか等

3 . 検討会委員

【学識経験者】

磯部 力（座長）	立教大学教授、社会資本整備審議会公共用地分科会委員
内山 忠明	日本大学教授、東京都土地収用委員会会長
大島 崇志	弁護士・学習院大学法科大学院教授、元東京高裁判事
大貫 裕之	中央大学法科大学院教授、宮城県収用委員会委員
小林 重敬	横浜国立大学大学院教授、社会資本整備審議会公共用地分科会委員

【行政関係者】

国土交通省総合政策局総務課長
国土交通省都市・地域整備局都市計画課長
事務局：総合政策局総務課土地収用管理室

4 . その他

平成19年3月27日に第1回目を開催。